

「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」 にある「合理的配慮」が成され、一部の市民も排除されな い島田市を実現する。

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めるため、障害者権利条約が2006年12月13日国連総会にて採択され、2008年5月3日に発効されました。日本は、2007年9月28日に条約に署名し、条約に批准するために多くの法律が出来ました。2013年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、2014年1月20日にこの条約に批准する事が出来ました。また静岡県では2017年より「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が公布されましたが未だに「車椅子生活者がバスの乗車拒否にあったり、視覚障害者が駅のホームから落ちるといった出来事が起きています。身近なところでは、発達障害の子供達が周囲の理解のなさや支援不足で孤立したり困難な生活を送っています。2016年には神奈川県相模原の障害者施設で多くの重度障害者が命を絶たれるという事件も起きました。なぜ国連で採択された障害者権利条約に批准した日本でこのような事が起きてしまうのでしょうか。

健常者に比べ障害者の数は決して多くはありません。それは外出先ですれ違う人を見ればわかります。一日中街を歩き回っても一人の車椅子生活者を見かける事はまずないでしょう。その他の障害者でも同じくすれ違う事はそうないのではないかと思います。ですが、もしかしたら聴覚障害者とすれ違っているけれど気づかないだけかも知れません。何故なら聴覚障害者は見た目ではその障害が分からないからです。人は見たことが無い人には警戒心を持って接するものです。健常者からよく「なんて声を掛けたらよいかわかりません、どう声を掛ければよいですか」と聞かれることがあります。困っている様子だったら「どうしました？」と声を掛ける、この健常者同士なら当たり前の言葉が出てこないのは、やはり障害者を何か特別な者と感じているからでしょう。障害者を身近な存在として感じることで当たり前の言葉が出てくるのだと思います。障害者が困る場面は、障害によって違ってきます。車椅子を使っていれば段差や階段、聴覚障害者なら音の情報、視覚障害者は視覚的情報、言葉が話せなく身体も動かさない重度の障害者や意思表示が難しい障害はコミュニケーション(意思の伝達)といった時に困ってきます。そこで必要になってくるのが配慮です。一般によく言われる「合理的配慮」が必要になります。段差にはスロープ、階段にはエレベーター、音の情報は視覚化(字幕や手話)し視覚的情報は音や触れるものにして、言葉が離せなく身体も動かさない重度の障害者や意思表示が難しい障害には個々にあった

道具を使う。時間が掛かる場合もあると思いますがそれも含めての「合理的配慮」です。何より大事なのは障害者も健常者も一人の人として「自分らしく生きる事」だと思います。

合理的配慮

合理的な配慮 障害者の求め（当該障害者が障害によりその意思の表明を行うことができない場合又はその意思の表明を行うことが著しく困難な場合にあっては、当該障害者の意思の表明を代わりに行う者の求め）に応じて、障害者が障害者でない者と同等の権利を行使するために、又は障害者でない者と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な措置を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる程度を超えた過重な負担を伴うものを除く。※資料A内参考

合理的配慮は行政は義務、民間事業所は努力義務となっています。

提案

合理的配慮の推進

今回私達分科会の会議を市役所会議棟二階で行おうと協働推進課申請したところ部屋を取ることが出来ました。が、当日利用しようとした時にエレベーターが設置されていない事に気づき車椅子利用者が二階の会議室を利用できませんでした。幸い市役所内の別の部屋が空いていたためそこで会議を開くことで何とか出来ました。しかし公共の施設であるはずの市役所会議棟に何故エレベーターが設置されていないのでしょうか。疑問に思った私達分科会は島田市の公共施設についてエレベーターをはじめとするバリアフリーの状況を調べる事にしました。市内にある全ての公共施設を調べるのは困難なため、災害時に多くの市民が避難してくるだろう学校、と公共公民館以下の「9カ所」について調べました。

島田市立伊太小学校

島田市立六合中学校

島田市立六合東小学校

六合公民館ロクティ

島田市立初倉中学校・校舎・体育館

島田市立初倉南小学校

島田市立金谷中学校

島田市立初倉小学校

島田市立初倉公民館くらら

結果

①	建物の入り口はフラットか(スロープ付きか)。	×	3
②	通路は広いか(車椅子のすれ違い可能か)。	△	1
③	部屋の入り口は引き戸か。	×	0
④	部屋の入り口の幅は車椅子でも容易に通過可能か(80センチ以上あるか)。	△	1
⑤	障害者用トイレはあるか。	×	6
⑥	障害者用トイレの開閉は軽い。	△	1
⑦	二階に上がることが容易に出来るか(エレベーターがあるか)。	○	1
⑧	通路に障害物などが置かれていないか。	×	0
⑨	車椅子が置いてあるか。	×	0
⑩	身障者用駐車場はあるか。	×	4

調べた結果、車椅子で利用できる多目的トイレは6つの施設に設置してありました。が、エレベーターが設置してある施設は1つしかありませんでした。今回調べたのはほとんどが子供達が通う学校です。もし車椅子利用の子供が通う事になったらどうするのでしょうか。卒業までを一階で学ぶのでしょうか同年代の友達と別の教室で、それとも車椅子利用の子供は別の学校(特別支援学校)へ通うという事になるのでしょうか。また、災害時の事を考えてもこのような場所では一時避難も困難です。自宅に残る車椅子利用者も出てくることでしょう。

分科会からの提案1

合理的配慮の推進。

- ①「新たに建てる施設には必ずエレベーターを設置」。
- ②「既存の建物でエレベーターがない所は階段昇降機を設置する」。

③「段差のある施設には対策として簡易スロープを置く」特に簡易スロープに関しては手を付けやすいと思うので早急にやって欲しい。

提案2

他市にない取り組み。

しまだ大井川マラソン in リバティの障害者版を開催する。

「しまだ大井川マラソン no バリヤー」の開催。

リバティの良い所は、コースにアップダウンが少ない、曲がりくねっていない、交通規制が必要ない、平坦なコースだと思います。これは車椅子にとってとてもいい条件です。ただ一つ気になるのがコースの幅ですが、スピードを競うような大会ではなく、体力づくりや健康の維持を目的とした大会を開催する事は、なかなか身体を動かす事が少ない(機会がない)車椅子利用者や他の障害者にとって大変大切な事です。

提案3

他市にない取り組み。

車椅子利用の子供達が遊べる遊具の設置。

島田市を含め近隣の市町には障害児(特に車椅子利用の子)が遊べる遊具(ブランコ等)が設置してある公園がありません。



是非設置して欲しい。

提案3

公共施設を作る際は計画の段階から障害当事者・車椅子利用者を加える。

提案1の合理的配慮の推進を確かなものにする事と、間違った解釈のバリアフリーの作りにならないよう利用者の立場からしっかりと検証していく事が大事です。

提案4

ゆめ・みらい百人会議の今後の活動について。

私達分科会は今後も活動を続けて行きます。

その際これまでのように協働推進課に協力してもらいたいです。もちろん主体となるのは

私達分科会です。

あとがき

最後に、この提案は障害者の為に特別な事配慮をして下さい。と言う提案ではありません。健常者であってもいずれ歳を取り高齢になれば、身体の衰えと共に今まで出来ていた事が出来にくくなってきます。階段を上り辛くなり(肢体)、新聞の文字も見辛くなり(視覚)、テレビのニュースも聞こえ辛く(聴覚)なってきます。また、英語がわからない人がアメリカに行けば言葉がわからず、コミュニケーションが取れなく生活にも支障をきたすでしょう。健常者であっても環境が変われば障害者に成り得るのです。障害者が求める「合理的配慮」は健常者が歳を取り高齢者になった時の為になる事なのです。

島田市で生まれ島田市で育つ、安心して一生を過ごせる島田市になって欲しいです。

静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第17号

静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 障害を理由とする差別の禁止（第8条・第9条）

第3章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策（第10条－第24条）

第4章 雑則（第25条）

附則

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人としての尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら共に暮らしている社会こそ、私たちが目指す目標である。

これまで静岡県においては、障害がある者が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことのできる「魅力ある“ふじのくに”の実現」を目指して、「障害者働く幸せ創出センター」を拠点に、障害がある者が働く幸せを感じられるように就労支援を行うなど、障害がある者の障害の特性や程度、ライフステージに応じた相談体制や支援体制の確保に努めてきた。併せて、地域におけるきめ細かな支援を受けられるように福祉サービスを拡充し、垣根のない福祉を目指す「ふじのくに型福祉サービス」の推進を図るなど、障害がある者の自立と社会参加に向けた支援を充実するとともに、文化や芸術、スポーツを通じて障害がある者の社会参加を進め、障害がある者への理解を深める施策を講じてきた。

また、全国で初めてユニバーサルデザインの理念を県政全般に導入し、その推進に取り組むとともに、静岡県地震対策推進条例に基づき、障害がある者を含めた社会的弱者の視点等に立った防災対策に取り組むなどの障害がある者への先進的な施策を展開してきた。

しかしながら、障害がある者の社会参加が進む中であっても、今なお障害がある者が、日常生活や社会生活の様々な場において、障害を理由とする差別を受けたり、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁によって、暮らしにくさを感じている実態がある。

そこで、全ての県民が、障害を理由とする差別を身近な課題と捉え、社会的障壁等の除去について、建設的な対話を通じて、障害がある者も障害がない者も互いに理解し合えるようにするための社会的な配慮をさらに進めて、その解決に踏み出し、障害を理由とする差別を解消していくことが必要である。

ここに、障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理念にのっとり、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくりを目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関し県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、相談体制の確保、障害者及びその障害に対する理解を深めるための施策その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的な配慮をしないことをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 障害者に対して、正当な理由がなく、障害を理由として、財、サービス、機会の提供等を拒否し、又は当該提供等に当たって場所、時間等を制限し、若しくは条件を付けること等により、障害者の権利利益を侵害することをいう。
- (5) 合理的な配慮 障害者の求め（当該障害者が障害によりその意思の表明を行うことができない場合又はその意思の表明を行うことが著しく困難な場合にあつては、当該障害者の意思の表明を代わりに行う者の求め）に応じて、障害者が障害者でない者と同等の権利を行使するために、又は障害者でない者と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な措置を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる程度を超えた過重な負担を伴うものを除く。

(基本理念)

第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全ての障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全ての障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 障害があることに加え、女性であること、男性であること、年齢その他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた配慮がなされること。
- (4) 障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（県民等の役割）

第5条 県民、事業者（法第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する関係団体（以下「県民等」という。）は、基本理念にのっとり、障害者及びその障害に対する理解を深めるとともに、県又は市若しくは町が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民等は、障害者等が合理的な配慮を求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるものとする。

（県と市又は町との連携）

第6条 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施する場合にあっては、市又は町と連携するものとする。

2 県は、市又は町が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に必要な情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第7条 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

（県における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由とする差別をしてはならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第9条 事業者は、福祉、医療、雇用、商業、交通、教育その他の障害者の日常生活又は社会生活に関する分野において、その事業を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 事業者は、福祉、医療、雇用、商業、交通、教育その他の障害者の日常生活又は社会生活に関する分野において、その事業を行うに当たり、合理的な配慮をするよう努めなければならない。

第3章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策

（静岡県障害者差別解消支援協議会）

第10条 法第17条第1項の規定に基づき、静岡県障害者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、法第18条第1項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 事業者が不当な差別的取扱いを行った事案及び合理的な配慮をするよう努めなかった事案（以下これらを「対象事案」という。）について、助言又はあっせんを行うこと。

(2) 障害を理由とする差別の解消を図るため、障害者の日常生活又は社会生活において特に配慮すべき事項に関する協議を行うこと。

3 協議会は、法第17条第1項に規定する関係機関のほか、次に掲げる者で構成する。

(1) 障害者、その家族その他の関係者が組織する団体を代表する者

(2) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

(3) 学識経験者

(相談への対応)

第11条 何人も、県に対し、障害を理由とする差別に関する相談をすることができる。

2 県は、前項の規定により相談を受けたときは、その内容に応じて次に掲げる対応をするものとする。

(1) 相談者に対して、必要な助言又は情報提供を行うこと。

(2) 相談に係る当事者間の必要な調整を行うこと。

(3) 関係行政機関へ必要な通報その他通知を行うこと。

(相談員の配置等)

第12条 知事は、前条第2項各号に掲げる対応をする者として、相談員を置くことができる。

2 相談員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でなくなった後も同様とする。

(助言又はあっせんの申立て)

第13条 障害者は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対し、協議会による助言又はあっせんを求める旨の申立てをすることができる。

2 障害者の家族その他の関係者は、本人に代わって前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが本人の意思に反することが明らかである場合は、この限りでない。

3 第1項の申立ては、第11条第1項の相談を経た後でなければすることができない。

(事実の調査)

第14条 知事は、前条第1項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、相談員に、前項の調査の全部又は一部を行わせることができる。

3 第1項の調査を行う職員及び前項の規定により調査を行う相談員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(助言又はあっせん)

第15条 知事は、第13条第1項の申立てがあった場合において、当該対象事案の解決を図るために必要があると認めるときは、協議会に対し、当該対象事案の当事者に対する助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

2 協議会は、前項の規定により助言又はあっせんを行うよう求められたときは、当該対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うものとする。

3 協議会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、当該対象事案の関係者に説明又は資料の提出を求めることができる。

4 協議会は、当該対象事案の関係者が前項の規定による説明若しくは資料の提出の求めに正当な理由がなく応じないとき又は当該求めに対し虚偽の説明若しくは事実と異なる内容の資料の提出を行ったと認めるときは、知事に対しその旨を通知するものとする。

(勧告)

第16条 協議会は、前条第2項の規定によりあっせんを行った場合において、当該対象事案に関し、不当な差別的取扱いを行った者又は合理的な配慮をするよう努めなかった者（以下「対象事案該当者」という。）

が正当な理由がなく当該あつせん案を受諾しないときは、当該対象事案該当者に対し、必要な措置を執るよう勧告することを知事に対して求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあつた場合において、必要があると認めるときは、当該対象事案該当者に対して、必要な措置を執るよう勧告することができる。

第17条 知事は、第15条第4項の規定による通知があつたときは、当該通知に係る者に対し、必要な措置を執るよう勧告することができる。

(公表)

第18条 知事は、第16条第2項の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(意見の聴取)

第19条 知事は、第16条第2項又は第17条の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所その他必要な事項を示して、当該勧告を受ける者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該勧告を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わずに当該勧告をすることができる。

2 前項の規定は、前条の規定による公表に準用する。

(県民の理解及び関心の増進)

第20条 県は、障害者及びその障害に対する理解が深まることにより障害を理由とする差別が解消されることの重要性に関する県民の理解及び関心が増進されるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 障害者及びその障害に関する正しい知識を県民が習得するために必要な施策
- (2) 障害者及びその障害に関する正しい知識の普及及び啓発を行うために必要な施策
- (3) 障害者と障害者でない者との交流の機会の拡大及び充実を図り、その相互理解を促進するために必要な施策

(文化芸術活動)

第21条 県は、障害者が文化芸術活動に参加することができる機会を確保するとともに、障害者と障害者でない者が共に文化芸術活動に参加することができる機会を提供することにより、その相互理解が促進されるよう努めるものとする。

(障害者スポーツ)

第22条 県は、障害者のスポーツを振興し、及び障害者がスポーツに参加することができる機会を確保するとともに、障害者と障害者でない者が共にスポーツに参加することができる機会を提供することにより、その相互理解が促進されるよう努めるものとする。

(表彰等)

第23条 知事は、障害者及びその障害に対する理解を深めることにより障害を理由とする差別を解消するための取組に関し顕著な功績があると認められる者に対して、その功績を公表し、及び表彰することができる。

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する県民会議)

第24条 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、広く県民の意見を反映し、県民と一体となって

これを実施するため、障害者、その家族及び障害者の福祉に関する事業に関する団体その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する関係団体、県民並びに事業者が参加する障害を理由とする差別の解消の推進に関する県民会議を開催するものとする。

第4章 雑則

(規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 知事は、少なくとも3年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。